

私立大学の在り方に関連する資料

令和7年11月20日

教育の質の向上

基本的な考え方

- ✓国内外における国際競争力の高まる一方で、少子化が加速する中、人文・社会科学系も含めて、専門知そのものを深掘り、広げることに加え、数理・データサイエンス・AIを適切に利活用し、総合知をもって社会課題を解決できる人材の輩出が求められている。
- ✓そのためには、学士課程から博士課程までを見通した体系的な教育課程の編成のもと、各課程の学びの密度を高める必要がある。一方、現在は、同一の学位レベルの連携（横の連携）を促進する制度（共同教育課程や研究科等関係課程等）は存在するが、上位の学位レベルとの連続性の向上を図る一般的な制度は存在していない※。
※ 工学分野の連続性に配慮した教育課程については平成30年に導入。
- ✓大学院レベルの課程を見据えて、学士課程を構築することは、学士課程そのものの質と密度を高めるものである。例えば、大学院固有の教育方法である「研究指導」を受ける素地を養う観点から、学部段階から、複雑化した社会において課題を見出し、解決を図る訓練をしておくことは極めて重要である。
- ✓こうしたことを踏まえ、まずは、学士課程から博士課程までの縦の連続性の向上を図るための制度の整備を図ることとする。具体的には、各設置基準の教育課程の編成方針として、学部と研究科の連続性に配慮した教育課程を編成することを明記するとともに、連続性に配慮した教育課程を編成する学部と研究科を一つの単位として、3つの方針の策定を可能とすることとする。
- ✓これは、現行の標準修業年限を前提とした各課程の教育を有機的につなぎ、その質と密度を高めることを目的とするものであり、標準修業年限の短縮を一義的な目的とするものではない。
- ✓その上で、こうした連続性に配慮した教育課程の編成の結果、修士課程において30単位以上の修得と必要な研究指導を受ける等の現行の修了要件を満たすことを前提に、（4年＋）1年以上2年未満の期間が修業年限として必要かつ十分なものであることを国として確認できる場合には、例外的に、大臣の認定により、修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることなどを可能とすることとする。

学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正（大学設置基準等の一部改正）（案）

1. 学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の編成の促進

主な改正内容

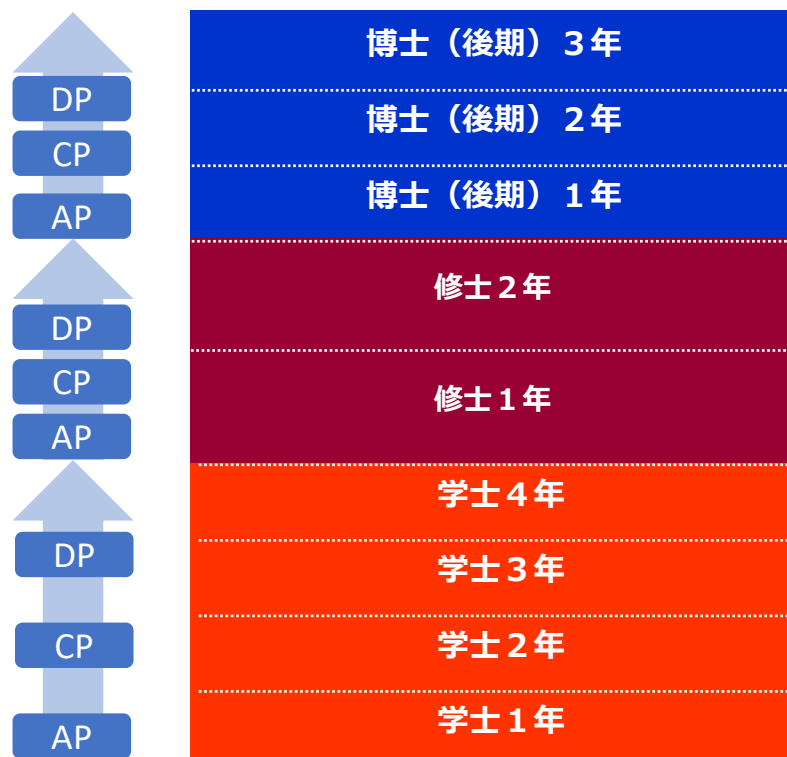
- ✓ 大学設置基準等に定める教育課程の編成方針において、各大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「連続課程」という。）を編成することを明記する。
- ✓ いわゆる3つの方針（卒業・修了認定の方針（DP）、教育課程の編成・実施に関する方針（CP）及び入学者受け入れに関する方針（AP）をいう。以下同じ。）について、大学の実情に応じて連続課程を編成する学部及び大学院を一つの単位として策定可能とする。

※専門職大学及び専門職大学院についても同様の取扱いとする。

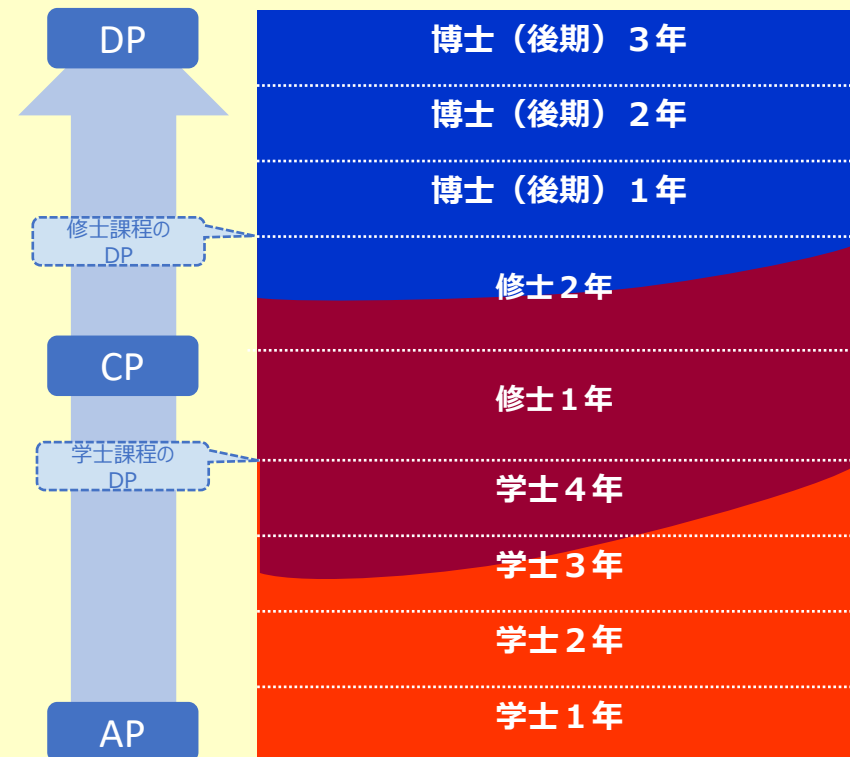
※3つの方針については、今回の改正により、学部段階、大学院段階ごとに策定することに加え、連続課程単位でも策定可能であることを法令上新たに定め、各大学の実情に応じた策定単位の選択肢を広げるものである。なお、連続課程単位で策定する場合においても、学士課程や修士課程のDPを段階的な学修成果の目標としてわかるようにしておく必要があることに留意。

改正により可能となる3つの方針の策定パターン

※現行制度で策定可



※改正により、大学の実情に応じて策定可能に



2. 連続課程特例認定制度の創設

制度創設の趣旨

効果的な連続課程の編成に係る実証的な成果を創出し、今後の更なる制度改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、標準修業年限等に係る特例を認める制度を創設。

特例の要件

○ 次のア及びイの要件を満たし、文部科学大臣の認定を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、標準修業年限等に係る大学院設置基準の特例を認める。

ア 連続課程の編成に係る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合

イ 以下を行う大学であること

ー 当該効果的な取組を行う

ー 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備

ー 教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う

○ 他の大学との間で連続課程を編成する場合に係る上記の認定は 大学等連携推進法人の社員又は一定の要件を満たす複数大学設置法人が設置する大学間において協議会を設け、連携推進方針等に沿って編成される連続課程に限ることとする。

※ 詳細は、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な特例制度や連携開設科目制度に倣い告示で定める予定。

※ 専門職大学及び専門職大学院(法科大学院及び教職大学院を除く。)についても同等の取扱いとする。

特例の効果

具体的には、以下の特例を認める。

① 修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすること

② 大学院入学前に大学院の単位を修得した場合には、修得時の大学院の入学資格の有無に関わらず、当該単位数を勘案した在学期間の短縮を可能とすること

(改正後イメージ)

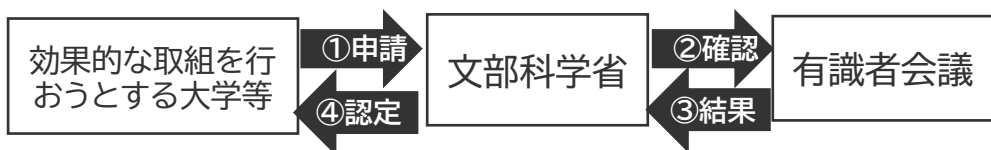
① 大臣認定による修士課程の修業年限の短縮



② 大臣認定による先取り履修に基づく在学期間の短縮



スキームのイメージ

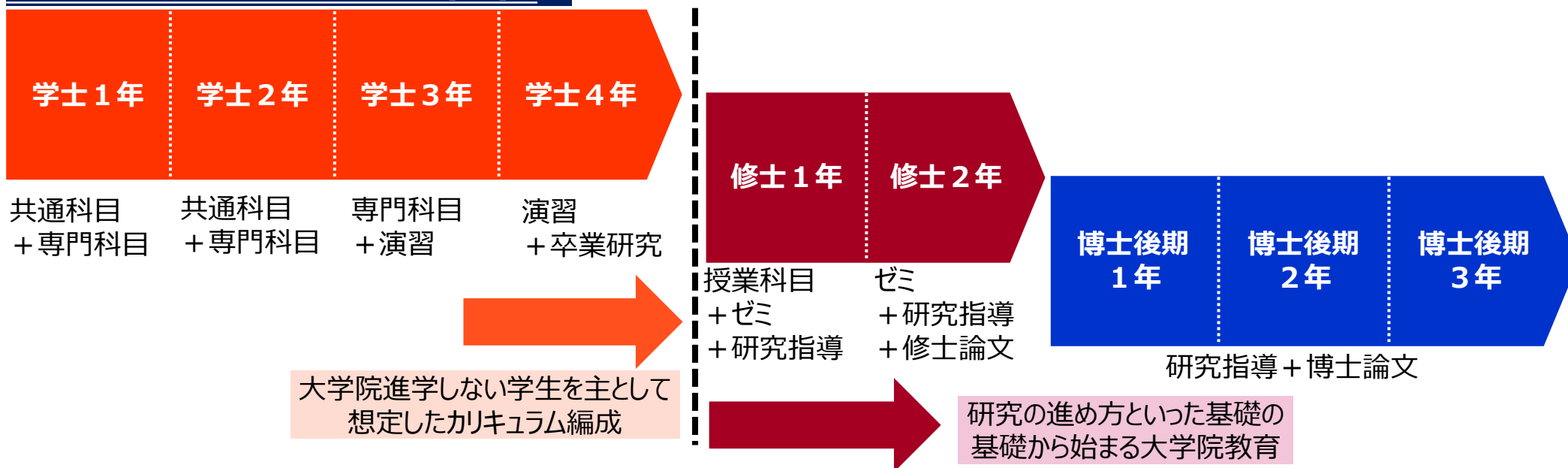


3. 施行期日

公布の日(令和8年3月中予定)

大学院修了を前提とした連続的な教育課程編成のイメージ

○ 従来の教育課程編成（例）



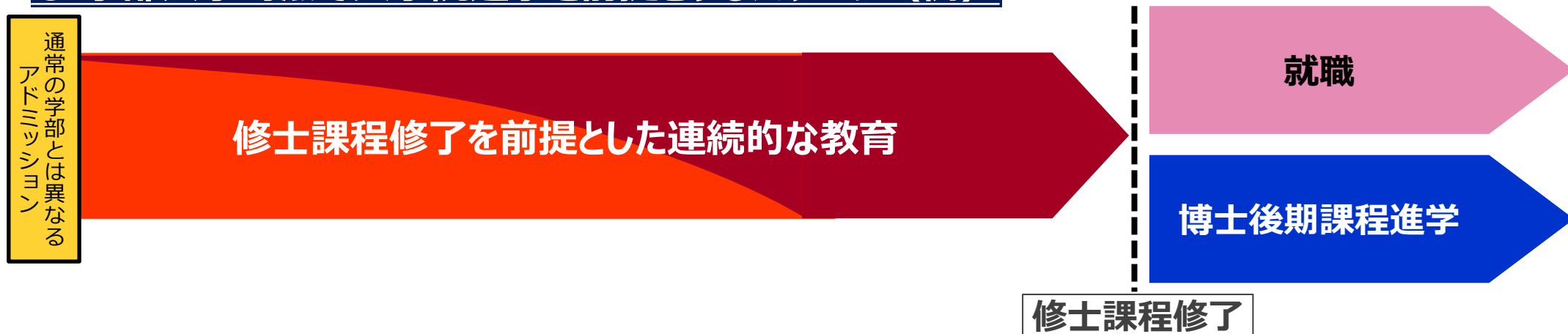
○ 大学院修了を前提とした体系的な教育課程編成のイメージ



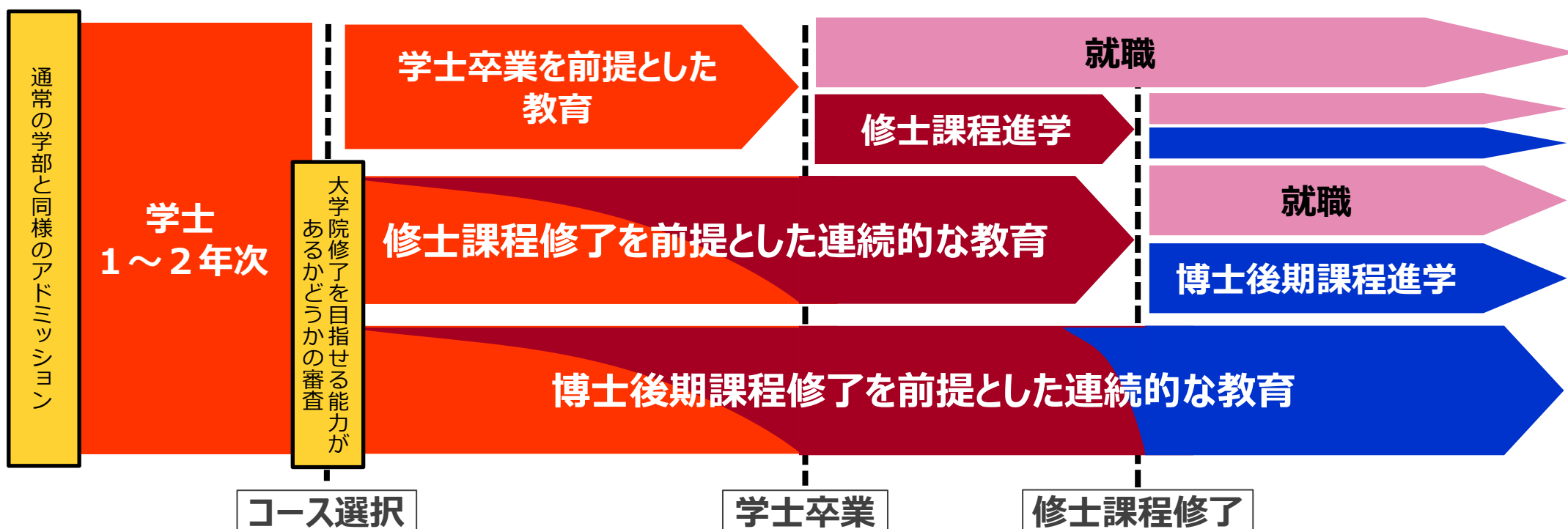
大学院修了を前提にすることで、学部の間から大学院レベルの課題発見能力、論理的思考力等を修得するためのトレーニングを実施

様々な教育課程編成の可能性

○ 学部入学時点で大学院進学を前提とするパターン（例）



○ 学部の途中で大学院進学コースに切り替わるパターン（例）



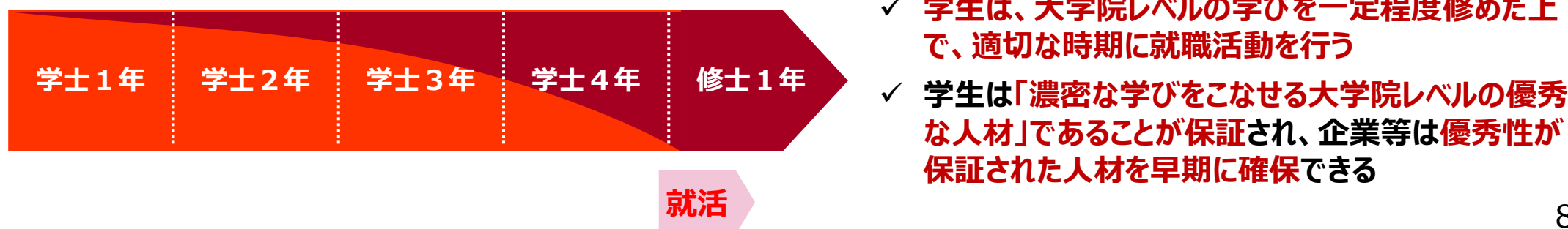
大学院進学を前提とした教育課程における修業年限・在学期間について

- 学部の教育課程について、分野によっては学生が長期で就職活動を行うことが可能となっている。
- 大学院修了前提の教育課程にシフトした場合、これまで就職活動に使われていた時間を学生の学びに充てることが可能。
- このため、分野によっては、必ずしも6年間の在学期間を求めなくとも大学院レベルの学びを提供しうる。
- また、学生に大学院進学を勧める上では、単に「高度な学びが得られる」だけではなく、修業年限・在学期間を短縮することにより、「濃密な学びをこなせる人材」としての称号を与えることも一手。
- 加えて、「濃密な学びをこなせる大学院レベルの人材」が社会からも評価されれば、そういったロールモデルを見た学生が大学院進学を志すようになる、といった正の循環にもつながりうると考えられる。

○ 従来の教育課程編成（例）



○ 修業年限・在学期間短縮の可能性（例）



博士人材活躍プラン～博士をとろう～【概要】

令和6年3月26日
博士人材の社会における活躍促進に向けたタスクフォース

I 意義・目的

PURPOSE

博士人材は、**深い専門知識**と、課題発見・解決能力などの**汎用的能力**に基づき、新たな知を創造し、活用することで、社会の変革、学術の発展、国際的ネットワークの構築を主導し、**社会全体の成長・発展をけん引することができる重要な存在**である。

今後、**社会がより高度化かつ複雑化**する中、大学院教育において博士人材が必要な力を身に付けられるようにするとともに、社会全体で学生一人一人の自由な発想と挑戦を支え、博士の学位の価値を共有しながら、国内外の様々な場で活躍できる環境を構築することによって、**博士人材の増加を図ることが必要**である。

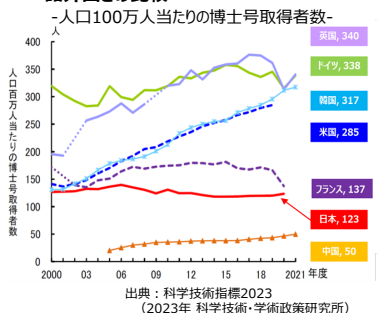
II 目指す姿

VISION

博士人材が、アカデミアのみならず、多様なフィールドで活躍する社会の実現

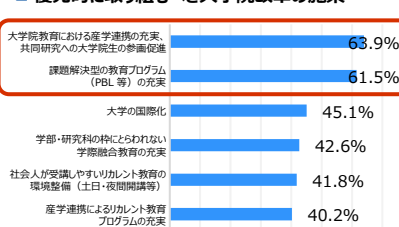
III 解決すべき課題・現状

■ 諸外国との比較



主要国の中では、**日本のみ、人口100万人当たりの博士号取得者数の減少傾向が続いている。**

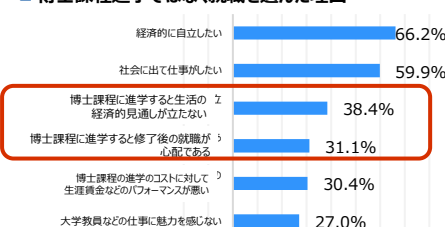
■ 優先的に取り組むべき大学院改革の施策



出典：博士人材と女性理工系人材の育成・活躍に関するアンケート結果 (2024年 (一社) 日本経済団体連合会)

産業界では、産学連携や課題解決型教育へのニーズが高く、**大学院教育のカリキュラムと産業界の期待との間にギャップがある。**

■ 博士課程進学ではなく就職を選んだ理由



出典：修士課程 (6年制学科を含む) 在籍者を起点とした追跡調査 (2023年 科学技術・学術政策研究所)

学生の声として「**博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程に進学すると修了後の就職が心配である**」との回答が3割を上回っている。

IV 取組の方針

POLICY

- 産業界等と連携し、博士人材の幅広いキャリアパス開拓を推進
- 教育の質保証や国際化の推進などにより大学院教育を充実
- 博士課程学生が安心して研究に打ち込める環境を実現
- 初等中等教育から高等教育段階まで、博士課程進学へのモチベーションを高める取組を切れ目なく実施



V 具体的取組

PLAN

1 社会における博士人材の多様なキャリアパスの構築

- より実践的で多様なキャリアにつながるインターンシップの推進や、キャリア開発・育成コンテンツの提供、民間企業・大学等向けの手引きの作成、スタートアップ創出支援・人材供給など、関係省庁と連携して産業界での活躍を促進
- アカデミアに加え、国際機関、中央省庁・地方自治体などの公的機関、学校教員、リサーチ・アドミニストレーター (URA) など、博士人材の社会の様々な分野での活躍に向けた取組を実施

2 大学院改革と学生等への支援

- 世界トップ水準の大学院教育を行う拠点形成、大学院教育の質保証や円滑な学位授与などの教育改善の取組促進
- 大学院教育研究の国際化や学生等の海外研さん・留学機会への充実
- 優秀な博士課程学生への支援

3 学生本人への動機づけ

- 「未来の博士フェス」やロールモデルのPR等を通じて、博士人材として社会で活躍する魅力を発信
- 初等中等教育段階での探究学習やキャリア教育の充実、学部等学生向けのキャリア支援など、早期からの取組により、博士課程進学へのモチベーションを向上



VI 文部科学省から始めます

START

- 文部科学省で働く行政官における博士人材の採用目標の設定
- 優れた博士人材の昇格スピードを早める措置の実施
- 働きながら修士・博士の学位を取得する文部科学省職員への支援制度の更なる活用促進

※幹部職員の登用においても、2035年を目途として修士・博士の学位取得者の増加を目指す

文部科学省の取組を各省庁へ横展開

VII 産業界へのお願い

MESSAGE

経済団体や業界団体等へ、文部科学大臣から以下についての協力をお願い

- 博士人材の採用拡大・処遇改善
- 博士人材の採用プロセスにおける海外留学経験の評価促進
- 博士後期課程学生を対象としたインターンシップの推進
- 博士人材の雇用に伴う法人税等の税額控除の活用促進
- 奨学金の企業等による代理返還制度の活用促進
- 従業員の博士号取得支援
- 企業で活躍する博士人材のロールモデルの選定と情報提供



VIII 指標

KPI

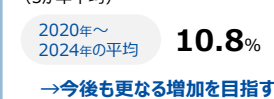
学士号取得者に対する博士号取得者の割合



博士課程学生の就職率



文部科学省総合職採用者に占める博士課程修了者の割合 (3年平均)



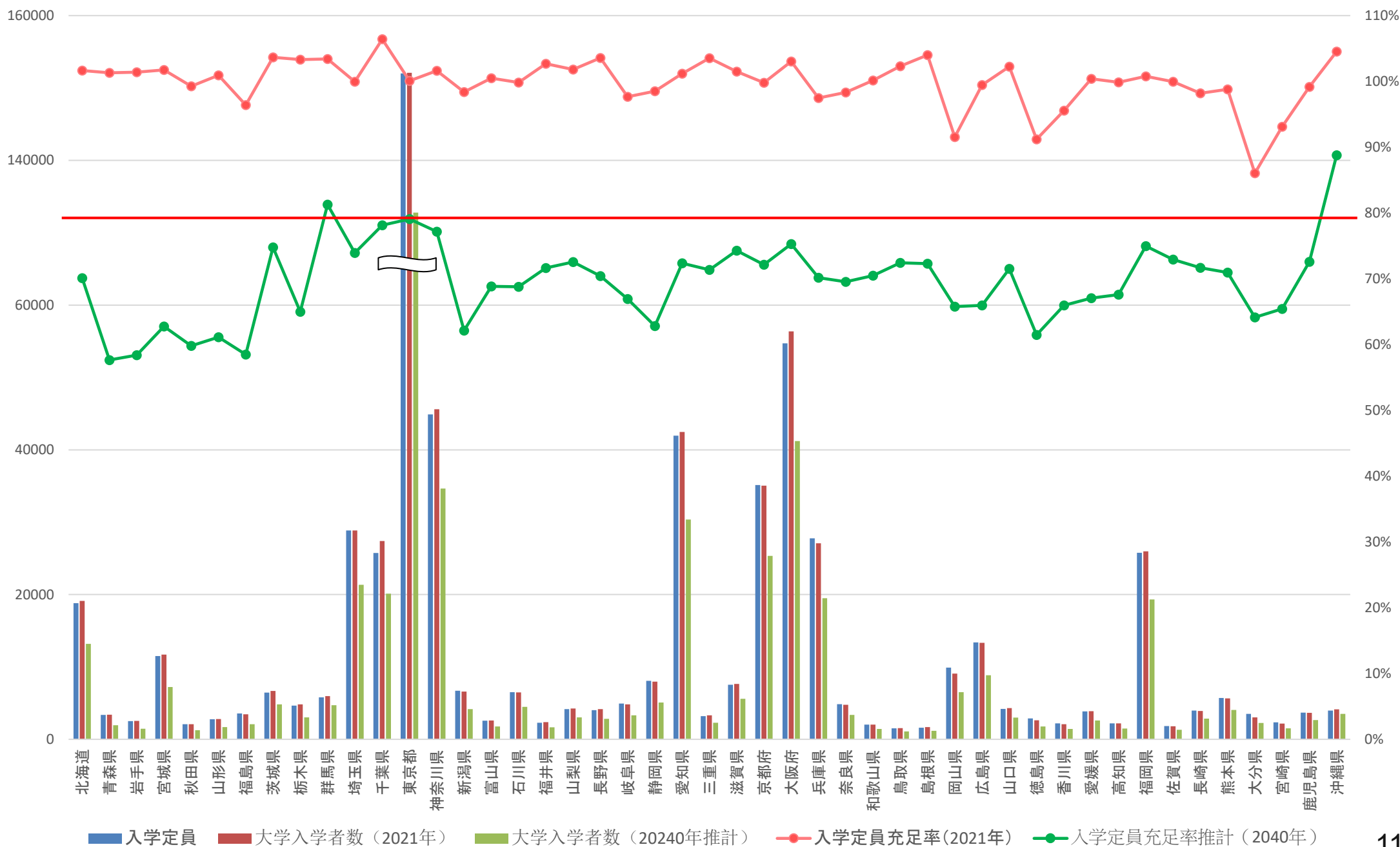
大目標

2040年における人口100万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げる (2020年度比約3倍)

アクセスの確保

2040年の各都道府県進学者数等推計(2021年基準)

各都道府県において、2040年には現在の入学者が大きく減少することから、現在の定員規模を前提にすると、ほとんどの県において定員充足率が8割を切ることが見込まれる。



2040年の予想進学者数等①

第4回検討会議参考資料1 関係データ・事例集より一部データを抜粋して作成

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県
18歳人口【2021】	45,007	11,830	11,379	20,998	8,171
大学入学者数【2021】	19,119	3,407	2,544	11,713	2,075
入学定員【2021】	18,806	3,363	2,509	11,511	2,090
18歳人口推計【2040】	25,440	5,732	5,609	12,328	3,865
大学入学者数推計【2040】	13,186	1,939	1,465	7,223	1,250
入学定員充足率推計【2040】	70.1%	57.7%	58.4%	62.7%	59.8%
大学入学者数【2021】 －大学入学者数推計【2040】	-5,932 <u>(-31%)</u>	-1,468 <u>(-43%)</u>	-1,079 <u>(-42%)</u>	-4,490 <u>(-38%)</u>	-825 <u>(-40%)</u>

※ 大学入学者...各県に所在する大学に入学した者

2040年の予想進学者数等②

第4回検討会議参考資料1 関係データ・事例集より一部データを抜粋して作成

	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
18歳人口【2021】	10,269	17,622	27,454	18,417	18,806
大学入学者数【2021】	2,792	3,451	6,697	4,823	5,983
入学定員【2021】	2,766	3,579	6,461	4,668	5,785
18歳人口推計【2040】	5,334	8,873	15,183	10,379	10,284
大学入学者数推計【2040】	1,691	2,093	4,832	3,034	4,702
入学定員充足率推計【2040】	61.1%	58.5%	74.8%	65.0%	81.3%
大学入学者数【2021】 －大学入学者数推計【2040】	-1,101 <u>(-39%)</u>	-1,358 <u>(-39%)</u>	-1,864 <u>(-28%)</u>	-1,789 <u>(-37%)</u>	-1,281 <u>(-21%)</u>

※ 大学入学者...各県に所在する大学に入学した者

2040年の予想進学者数等③

第4回検討会議参考資料1 関係データ・事例集より一部データを抜粋して作成

	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
18歳人口【2021】	64,508	54,908	104,150	78,433	19,807
大学入学者数【2021】	28,847	27,402	153,519	45,619	6,592
入学定員【2021】	28,855	25,751	153,377	44,893	6,699
18歳人口推計【2040】	41,712	35,741	92,106	52,183	11,136
大学入学者数推計【2040】	21,388	20,123	121,312	34,648	4,163
入学定員充足率推計【2040】	74.1%	78.1%	79.1%	77.2%	62.1%
大学入学者数【2021】 －大学入学者数推計【2040】	-7,459 (-26%)	-7,278 (-27%)	-32,206 (-21%)	-10,971 (-24%)	-2,429 (-37%)

※ 大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の予想進学者数等④

第4回検討会議参考資料1 関係データ・事例集より一部データを抜粋して作成

	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県
18歳人口【2021】	9,656	10,574	7,584	7,768	20,242
大学入学者数【2021】	2,588	6,492	2,362	4,245	4,163
入学定員【2021】	2,575	6,502	2,300	4,169	4,020
18歳人口推計【2040】	5,640	6,596	4,651	4,521	11,393
大学入学者数推計【2040】	1,773	4,473	1,648	3,025	2,831
入学定員充足率推計【2040】	68.8%	68.8%	71.6%	72.6%	70.4%
大学入学者数【2021】 －大学入学者数推計【2040】	-815 <u>(-32%)</u>	-2,019 <u>(-31%)</u>	-714 <u>(-30%)</u>	-1,220 <u>(-29%)</u>	-1,332 <u>(-32%)</u>

※ 大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の予想進学者数等⑤

第4回検討会議参考資料1 関係データ・事例集より一部データを抜粋して作成

	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
18歳人口【2021】	20,034	34,622	71,537	17,458	14,328
大学入学者数【2021】	4,825	7,970	42,461	3,303	7,661
入学定員【2021】	4,940	8,090	41,964	3,190	7,548
18歳人口推計【2040】	10,969	19,553	49,082	10,378	9,494
大学入学者数推計【2040】	3,307	5,082	30,368	2,276	5,606
入学定員充足率推計【2040】	67.0%	62.8%	72.4%	71.4%	74.3%
大学入学者数【2021】 －大学入学者数推計【2040】	-1,518 <u>(-31%)</u>	-2,888 <u>(-36%)</u>	-12,093 <u>(-28%)</u>	-1,027 <u>(-31%)</u>	-2,055 <u>(-27%)</u>

※ 大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の予想進学者数等⑥

第4回検討会議参考資料1 関係データ・事例集より一部データを抜粋して作成

	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
18歳人口【2021】	23,145	79,549	51,482	12,973	8,809
大学入学者数【2021】	35,049	56,375	27,050	4,777	2,038
入学定員【2021】	35,123	54,721	27,777	4,858	2,035
18歳人口推計【2040】	14,655	51,865	32,315	7,294	4,953
大学入学者数推計【2040】	25,337	41,204	19,487	3,378	1,434
入学定員充足率推計【2040】	72.1%	75.3%	70.2%	69.5%	70.5%
大学入学者数【2021】 －大学入学者数推計【2040】	-9,712 <u>(-28%)</u>	-15,171 <u>(-27%)</u>	-7,563 <u>(-28%)</u>	-1,399 <u>(-29%)</u>	-604 <u>(-30%)</u>

※ 大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の予想進学者数等⑦

第4回検討会議参考資料1 関係データ・事例集より一部データを抜粋して作成

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
18歳人口【2021】	5,195	6,233	18,190	26,108	12,219
大学入学者数【2021】	1,554	1,682	9,068	13,328	4,306
入学定員【2021】	1,519	1,617	9,905	13,399	4,211
18歳人口推計【2040】	3,259	3,996	11,892	16,686	7,063
大学入学者数推計【2040】	1,100	1,169	6,514	8,838	3,011
入学定員充足率推計【2040】	72.4%	72.3%	65.8%	66.0%	71.5%
大学入学者数【2021】 －大学入学者数推計【2040】	-454 <u>(-29%)</u>	-513 <u>(-31%)</u>	-2,554 <u>(-28%)</u>	-4,490 <u>(-34%)</u>	-1,295 <u>(-30%)</u>

※ 大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の予想進学者数等⑧

第4回検討会議参考資料1 関係データ・事例集より一部データを抜粋して作成

	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
18歳人口【2021】	6,581	9,310	12,483	6,184	46,524
大学入学者数【2021】	2,638	2,092	3,875	2,212	25,963
入学定員【2021】	2,893	2,189	3,860	2,215	25,761
18歳人口推計【2040】	3,829	5,640	7,171	3,528	34,719
大学入学者数推計【2040】	1,778	1,444	2,589	1,497	19,315
入学定員充足率推計【2040】	61.5%	66.0%	67.1%	67.6%	75.0%
大学入学者数【2021】 －大学入学者数推計【2040】	-860 <u>(-33%)</u>	-648 <u>(-31%)</u>	-1,286 <u>(-33%)</u>	-715 <u>(-32%)</u>	-6,648 <u>(-26%)</u>

※ 大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の予想進学者数等⑨

第4回検討会議参考資料1 関係データ・事例集より一部データを抜粋して作成

	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県
18歳人口【2021】	8,412	12,691	16,741	10,244	10,517
大学入学者数【2021】	1,817	3,914	5,643	3,029	2,174
入学定員【2021】	1,818	3,986	5,712	3,520	2,335
18歳人口推計【2040】	5,622	7,814	11,584	6,503	6,901
大学入学者数推計【2040】	1,326	2,857	4,052	2,258	1,528
入学定員充足率推計【2040】	72.9%	71.7%	70.9%	64.1%	65.5%
大学入学者数【2021】 －大学入学者数推計【2040】	-491 <u>(-27%)</u>	-1,057 <u>(-27%)</u>	-1,591 <u>(-28%)</u>	-771 <u>(-25%)</u>	-646 <u>(-30%)</u>

※ 大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の予想進学者数等⑩

第4回検討会議参考資料1 関係データ・事例集より一部データを抜粋して作成

	鹿児島県	沖縄県
18歳人口【2021】	15,625	16,363
大学入学者数【2021】	3,652	4,153
入学定員【2021】	3,683	3,972
18歳人口推計【2040】	10,500	13,082
大学入学者数推計【2040】	2,673	3,527
入学定員充足率推計【2040】	72.6%	88.8%
大学入学者数【2021】 －大学入学者数推計【2040】	-979 <u>(-27%)</u>	-1,057 <u>(-15%)</u>

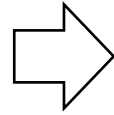
※ 大学入学者...各県に所在する大学に入学した者

「地域構想推進プラットフォーム」の構築（イメージ）

2040年を見据えた実効的なプラットフォームの構築

○大学進学者数の大幅減
(約63万人(2024)→約46万人(2040))

⇒各地域の高等教育へのアクセス
や、地域産業や社会・生活の基盤
に大きな影響のおそれ



○各地域の高等教育を取り巻く課題、将来の人材需要、国公立大学等が果たす役割等について地域全体で認識共有

○各地域の高等教育へのアクセス確保や地方創生のため、各地域の高等教育機関を中心とした実効的な産学官金等連携による人材育成の取組促進

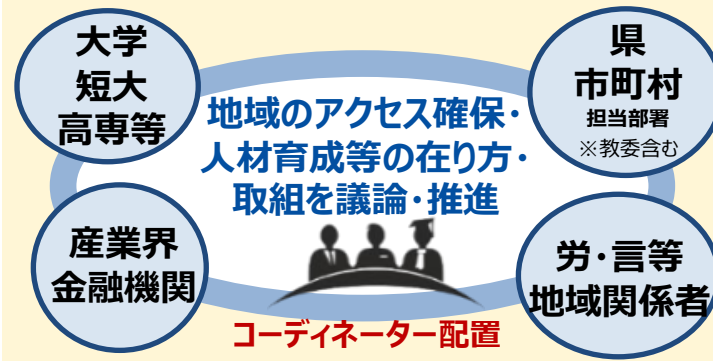
⇒**各地域の「知の総和」向上に向けた取組を強力に支援**

【地域構想推進プラットフォームと取組展開例】

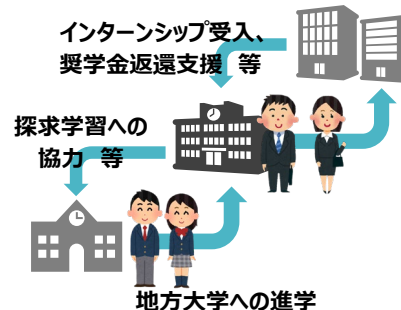
○地域の人材需給や産業界のニーズ等を踏まえた、**高校改革と連動した大学改革**(教育組織・カリキュラム改革等)



地域構想推進プラットフォーム



○高校段階からの地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化



○地元企業や大学のリソース等の結集による地域の新産業創出



○地域アクセス確保のための大学間の教育研究連携の一層の促進



※その他、地域大学振興の観点から、都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進に関する取組(国内留学等)も展開

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

令和8年度要求・要望額

 15億円
(新規)

● 背景・課題

- ・急速な少子化が進行する中、学生募集停止が相次ぐなど地域の高等教育機関に困難が生じており、地元進学希望者の高等教育機会の確保や、地域の生活・産業基盤等に大きな影響が生じる恐れ。
- ・このため、2040年の社会を見据え、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を共通認識し、地域関係者と一体となって具体的な取組につなげることが必要。
- ・地域の高等教育機関単独での取組には限界があり、**地域にとって真に必要なかつ魅力ある高等教育機関へのアクセス確保**のため、**各地域の大学間・産学官金等間の連携推進方策**を講じる必要。

- ・大学進学者数推計
(2024年) 約63万人⇒(2040年) **約46万人**
- ・大学進学時の都道府県別流入・流出者
⇒ (2024年) **38道県で流出超過**
(出典) 文部科学省調べ
- ・若い世代が出身地域を離れた理由
⇒ 男女ともに、「**希望する進学先が少なかったから**」が最多の理由 (出典) 内閣府調べ

2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

◆ 事業内容

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 議論を行う協議体に配置される大学間・産学官連携の推進役となるコーディネーターを中心に、各地域の魅力ある高等教育機関づくりに関する取組を推進。
- 採択事業の参画機関（高等教育機関、地方公共団体等）と、文部科学省をはじめとする関係省庁との定期的な対話の機会を設け、モデル構築に向けた強力な伴走支援を実施。

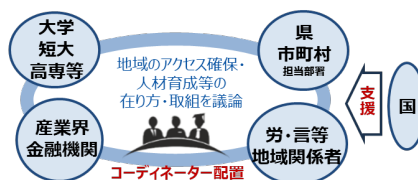
【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1.5億円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。

地域構想推進プラットフォーム

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



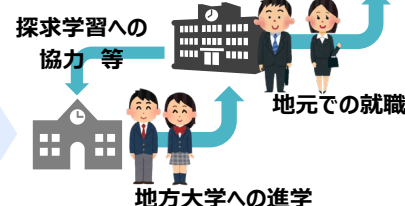
【プラットフォームでの議論を踏まえ期待される取組例】

- 地域の人材需給や産業構造のニーズ等や、高校教育改革と連動した教育組織・カリキュラムの变革

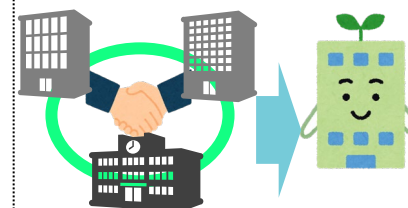


プラットフォームでの議論

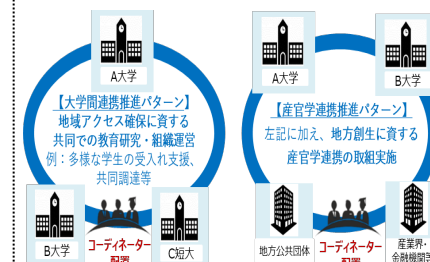
- 高校段階から地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化
インターンシップ受入、奨学金返還支援等



- 地元企業や金融機関、大学のリソース等を結集し、地域の強みを生かした新産業の創出



- 連携開設科目の設置にとどまらない、地域アクセス確保のための更なる教育研究の連携の実施



アウトプット（活動目標）

- ・モデル事業の採択数

短期アウトカム（成果目標）

- ・目標値に達したKPI数/採択事業ごとに設定した全てのKPI目標数

長期アウトカム（成果目標）

- ・PFでの議論を踏まえて、地域アクセス確保や、地域において必要な人材育成に向けた取組を行う大学の数

(担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室)

規模の適正化

大学進学者数の激減する2040年代に向けて、社会構造の変化に応じた大学の理系転換や文系学部のダウンサイジングによるST比の改善等を通じた教育の質向上に加え、大学の収容力と大学進学者数の均衡が図られるよう、①経営状況の悪化した大学の早期撤退促進と②地域のエッセンシャルワーカー等を養成する大学への構造転換支援等を行う。

私立大学数、入学生数等（令和7年度）大学院大学・通信制大学を除く

学校数	入学定員	入学者数	入学定員充足率
594	502,755	510,839	101.61%

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人（約27%減）**

（国公立全体、出生低位・死亡低位推計）（2021）（2035）（2040）

1. 経営状況の悪化した大学の早期の経営判断促進

（1）文部科学省における経営指導対象法人の拡大：令和7年度 約40法人 ⇒ 100法人以上に拡大（R8～）

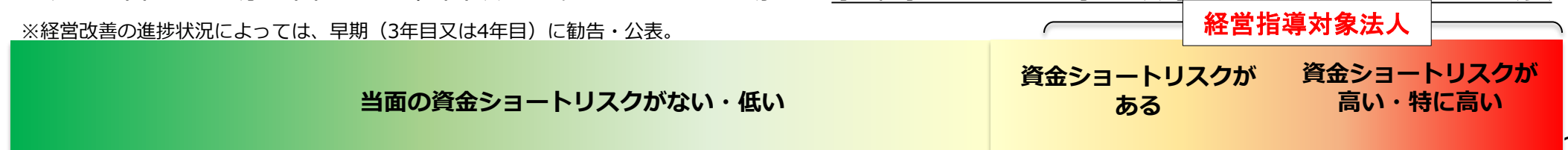
- 経営指導対象法人における「経営改革計画」策定の義務化（R8～）
- 資金ショートリスクの高い学校法人に対し文部科学省・私学事業団による集中的な経営指導を実施し、進捗状況に応じて縮小・撤退等を勧告・法人の対応を公表（R8～）
- 経営悪化の兆候が見られる法人に対してはモニタリングをする方向（R8～）で検討中
- 「経営改革計画」を私学助成の交付要件（R8～）とし、取組・進捗状況が不十分な場合は減額等を実施

※取組の成果を踏まえる必要があるため、進捗状況の私学助成への反映はR11～を想定

【経営指導の具体的な流れ】

- ・ 資金ショートリスクが一定段階に至った法人を経営指導対象として指定（リスク度合いに応じて指導強度を類型化）
- ・ 当該法人は「経営改革計画」を策定し、文部科学省が当該計画等に基づき経営指導を実施。
- ・ 取組・進捗状況が不十分な場合、私学助成の減額等を実施。
- ・ 原則5年間の指導で自主的な経営改善が見込まれない場合、学部等の廃止、大学閉鎖等を勧告・法人の対応を公表。

※経営改善の進捗状況によっては、早期（3年目又は4年目）に勧告・公表。



(2) 定員充足状況に応じた私学助成の減額・不交付（9割未満から減額、5割未満で不交付）（実施中）

(3) 学校法人間の連携・合併、円滑な撤退に向けた支援等

- 私学事業団における専門家チームの体制強化等により、撤退に向けた伴走支援
- 学校法人の吸収合併や学校法人間の財政支援等に係る設置認可・私学助成上のボトルネック解消
- 一定の要件を満たす場合、学生募集停止後等においても、私学助成による支援を実施（R6～R10）
- 学校法人解散時における学籍簿等管理の枠組み創設（検討着手）
- 学校法人の解散が増加することが想定されることを踏まえた、解散に係るガイドラインの検討着手

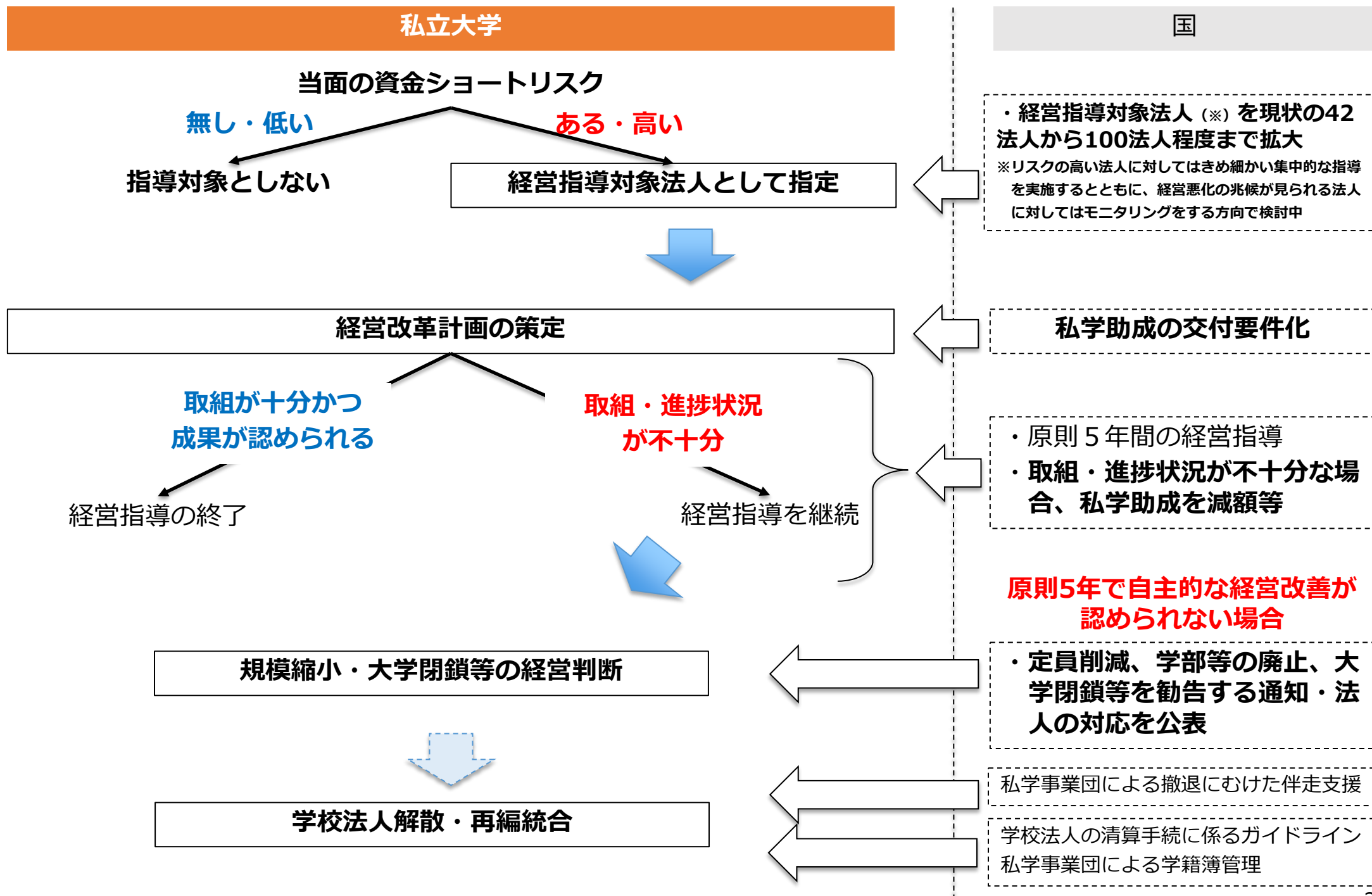
(4) 学部等新設の厳格化（スクラップ・アンド・ビルド、再編・統合の推進に向けた見直し）

- 審査体制の充実及び審査の厳格化（R8～）
 - ・ 経済界をはじめ、会計士、弁護士等の割合を増やす構成とするなど、審査体制の充実やプロセスの見直し
 - ・ 財務関係書類に係る審査の早期化及びリスクシナリオ等の審査の充実
 - ・ 経営状況及び経常経費の保有要件など、財務要件の見直し
- 定員充足率の基準の引上げ等（R9～）
 - ・ 学部等を廃止する具体的な計画があり、大学の収容定員の総数は増加しない場合等には申請を可能とすることを前提とした、定員充足率の基準の引き上げ（0.5倍から0.7倍へ）

2. 地域のエッセンシャルワーカー等を養成する大学への構造転換支援

地域構想推進プラットフォーム等を通じて、知事と学長が人材需要を共有し、地域企業の支援や大都市大学との連携などにより地域に不可欠な医療や福祉分等を育成する方策を協議・実行。こうした取組を進める地方中小規模大学に対しては、私学助成において重点支援。（一部実施中・更に拡充予定）

経営状況の悪化した大学の早期の経営判断促進に向けた取組フロー(イメージ)



私立大学等の収容定員の適正化を図るための学則変更手続の弾力化（学校教育法施行令の一部改正）（案）

1. 改正の背景

知の総和答申（令和7年2月中央教育審議会）等において、高等教育機関全体の規模の適正化の推進に向け、縮小への支援策として、「一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組みの創設等、収容定員の引下げに対する大学等の忌避感の緩和のための仕組みを構築する」ことが提言。

2. 改正の内容

私立大学等が適正な収容定員への見直しを計画的に行うことができるよう、**収容定員の総数の増加を伴う学則変更（以下「増加変更」という。）のうち、以下の条件を満たすものについては、認可事項から届出事項に改める**こととする（学校教育法施行令第23条の2の改正）。

条件

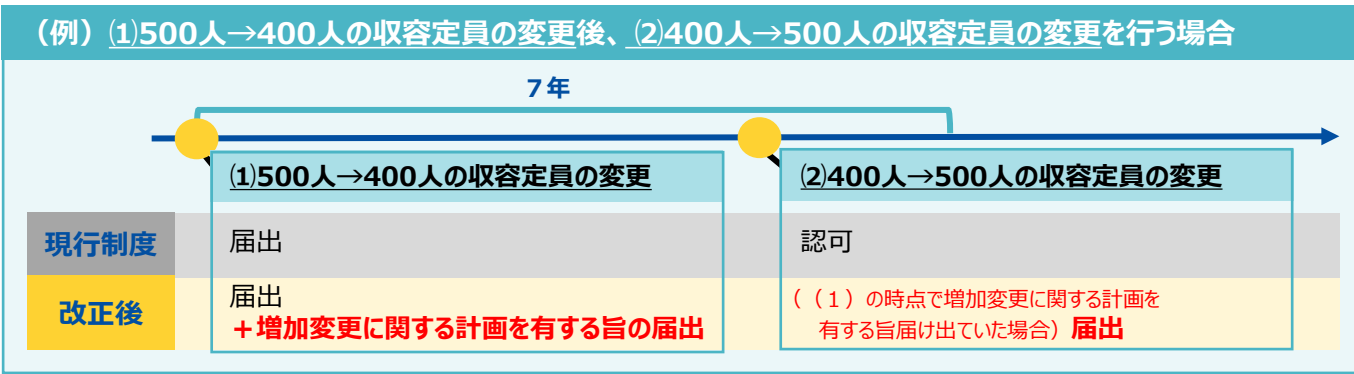
- ① 当該収容定員の総数の**減少を伴う学則変更（以下「減少変更」という。）**後7年以内に行われるものであること
- ② 当該収容定員の**増加後の総数は、減少変更前の当該収容定員の総数を超えないもの**であること
- ③ **減少変更に係る届出と同時に、①及び②の条件を満たす増加変更に関する計画を有する旨を文部科学大臣に届け出ていること**

※③に係る届出の方法や記載事項は文部科学省令等で定める予定。

※文部科学大臣が定める分野（医師・歯科医師・薬剤師・獣医師・船舶職員の養成）の収容定員に係る学則の変更は、その総数の増加を伴わない場合も含めて、例外なく認可事項であり、本政令案による改正後も同様の取扱い。

※届出内容が必要教員数など大学設置基準等の法令の規定に適合しない場合、学校教育法に基づく文部科学大臣の措置命令等により是正。

収容定員の変更に係る認可・届出事項			
現行		改正後	
総数の増加	認可	条件を満たさない総数の増加	認可
		条件を満たす総数の増加	届出
総数変更なし又は減少	届出	総数変更なし又は減少	届出



3. 施行期日等

令和8年4月1日

→令和9年度から適用される学則の変更（減少変更）に係る届出及び当該届出と同時に増加変更に関する計画を有する旨の届出が可能となる。

※当該変更後の収容定員は、令和9年度の私学助成や高等教育の修学支援新制度の機関要件の確認の際、収容定員の充足率の算定基礎として用いられる。

学校法人の資産運用について

令和7年11月20日

2. 今後検討すべき具体的な施策について

（1）経営指導の強化

- 学校法人の経営力を強化するため、学校法人の経営方針や経営状況を踏まえた資産運用などによる財源の多様化が必要ではないか。

（R7.4.24 私大検討会第2回 資料3[検討課題（第2回検討会関係）]より）



中間まとめ

3. 再編・統合等による規模の適正化に向けた私立大学の経営改革強化への転換

（1）現状と課題・目指すべき姿

＜目指すべき姿＞

- 少子化の進展に伴う入学者の減少により、現在と同等の学生生徒等納付金収入が得られなくなることが想定されることから、学校法人の経営力を強化するため、学校法人の経営方針や経営状況を踏まえた計画的な資産運用や寄付金収入の拡充、産業界等との連携による受託事業収入の増大等による財源の多様化も必要

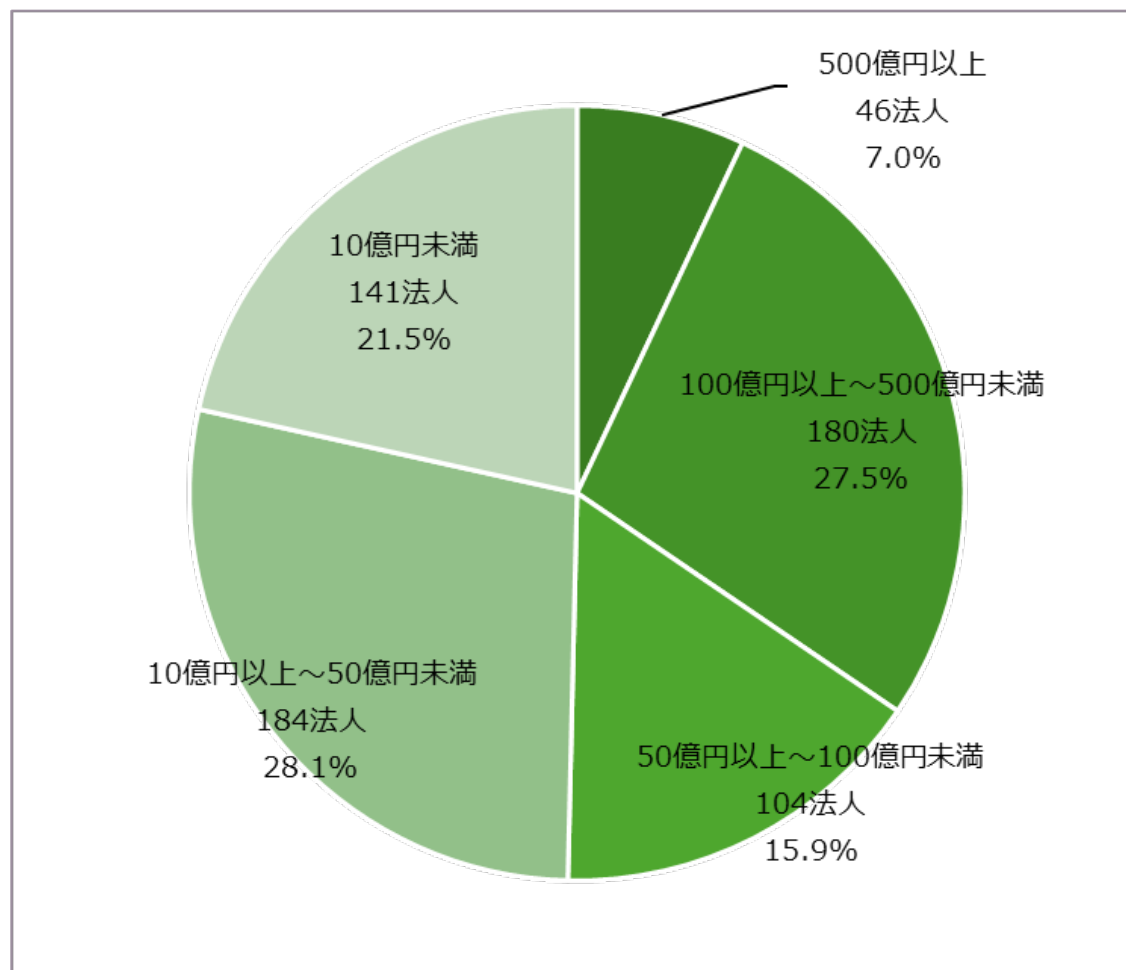
（2）具体的施策

①経営指導の強化等

- **学校法人の経営力を強化するため、学校法人の経営方針や経営状況を踏まえた計画的な資産運用や寄付金収入の拡充、産業界等との連携による受託事業収入の増大などによる財源の多様化を推進**

学校法人の運用対象資産規模は、10億円以上～50億円未満の法人が約3割と一番多い。

学校法人の運用対象資産規模



集計法人数：全672法人（令和5年5月1日時点）中、655法人
（大学、短期大学または高等専門学校を設置する法人）

- （出典）「令和6年度 学校法人の資産運用状況の集計結果（令和5年度決算）」
（注1）「運用対象資産」：貸借対照表における、「特定資産」+「有価証券（固定資産）」
+「有価証券（流動資産）」+「現金預金」から、「流動負債」及び「第4号基本金相当額」
を除いた額の合計
（注2）貸借対照表ベースの集計であることから、「現金預金」には運用資金のほか、運転資金が
含まれている

学校法人における資産運用の概要（２）

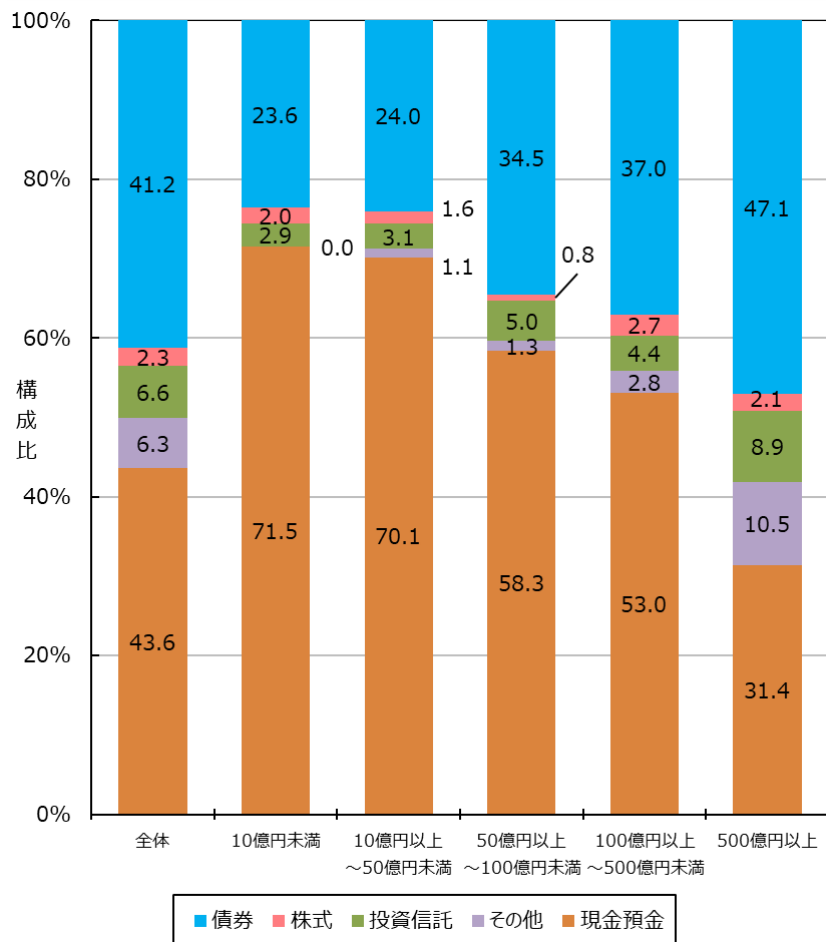
R7.4.24
私大検討会議（第2回）
資料1-1

運用対象資産の構成は、全体では43.6%が現金預金である。有価証券（債券、株式、投資信託、その他）については、債券の割合が一番大きく、41.2%となっている。

資産規模別では、資産規模が大きい区分ほど有価証券の割合が大きくなり、500 億円以上の区分では現金預金を上回り68.6%となっている。

学校法人の資産規模に関わらず、「債券」「現金預金」の占める割合が相対的に大きい。（約8割～9割5分）。

運用対象資産の構成（令和５年度 運用資産種別）



(単位：百万円、%)

運用対象 資産規模 (法人数)	全体 (655法人)		10億円未満 (141法人)		10億円以上 ～50億円未満 (184法人)		50億円以上 ～100億円未満 (104法人)		100億円以上 ～500億円未満 (180法人)		500億円以上 (46法人)	
種 別	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
債 券	4,137,456	41.2	7,019	23.6	107,496	24.0	248,926	34.5	1,489,584	37.0	2,284,431	47.1
株 式	226,637	2.3	594	2.0	7,317	1.6	5,530	0.8	109,838	2.7	103,358	2.1
投 資 信 託	658,967	6.6	854	2.9	14,023	3.1	36,348	5.0	177,508	4.4	430,234	8.9
そ の 他	635,257	6.3	0	0.0	5,054	1.1	9,676	1.3	113,891	2.8	506,636	10.5
現 金 預 金	4,381,845	43.6	21,240	71.5	313,593	70.1	420,817	58.3	2,135,246	53.0	1,522,926	31.4
合 計	10,040,163	100.0	29,707	100.0	447,483	100.0	721,298	100.0	4,026,067	100.0	4,847,585	100.0

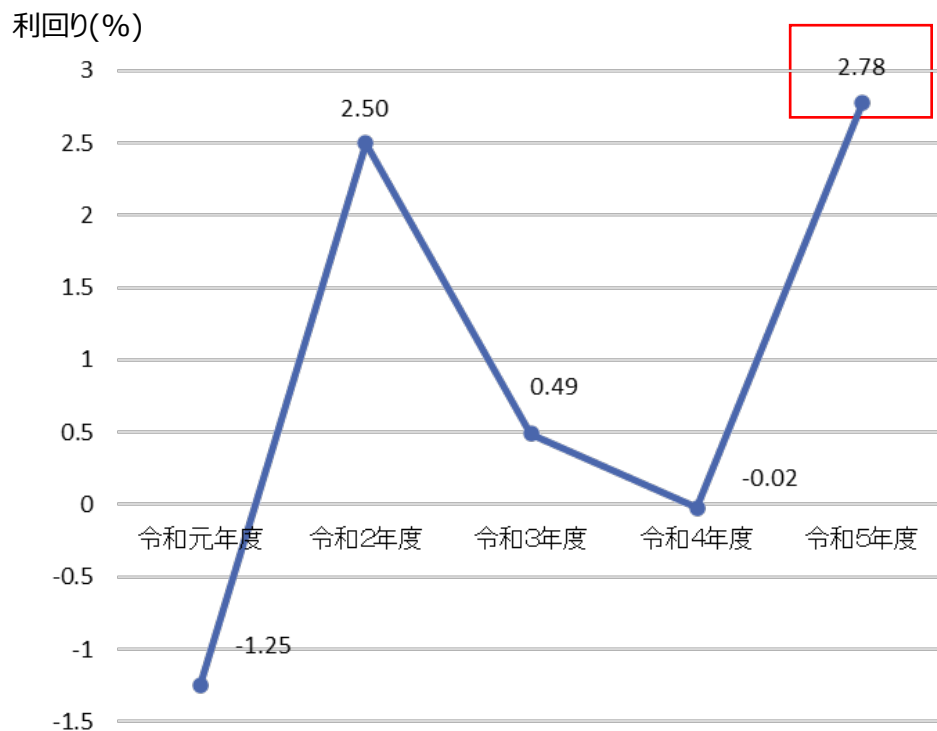
※債券、株式、投資信託、その他の金額は貸借対照表注記の有価証券の時価情報から貸借対照表計上額を集計したものである。

(出典)「令和６年度 学校法人の資産運用状況の集計結果（令和５年度決算）」

(注１)「合計」は貸借対照表ベースの集計であることから、「現金預金」には運用資金のほか、運転資金が含まれている

令和5年度の学校法人の資産運用利回りは、2.78%である。
また、学校法人の資産運用利回りは、資産運用規模の大きい法人の方が高い傾向にある。

資産運用利回り（令和元年度～令和5年度）



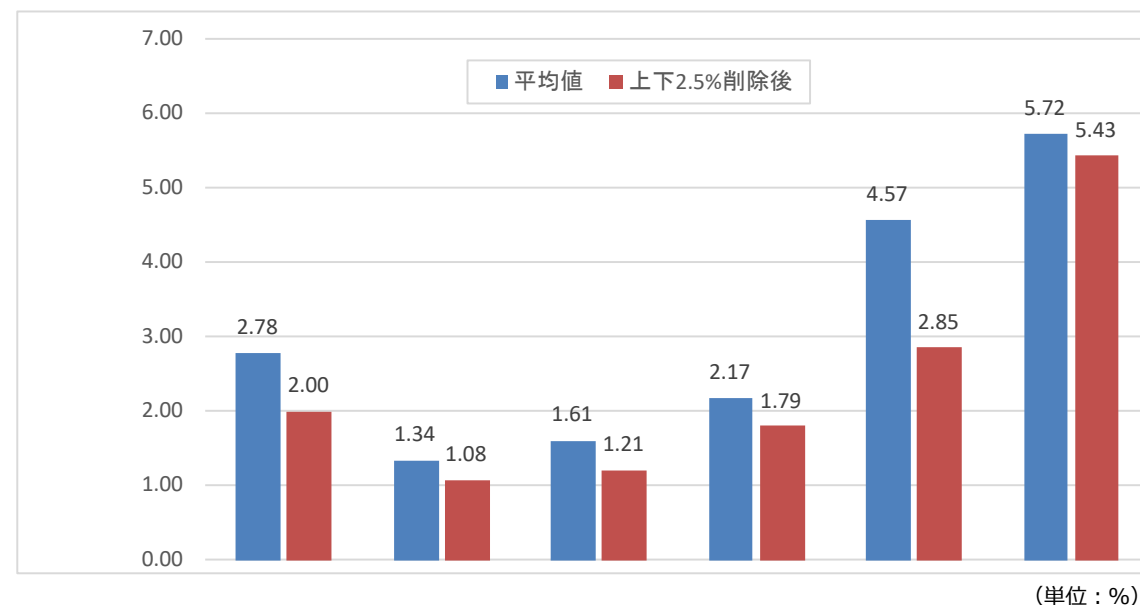
※各学校法人の「資産運用利回り」は、決算情報から以下の計算式により算出

$$\text{トータルリターン（①＋②＋③－④－⑤＋⑥－⑦）} \div \text{運用対象資産期中平均残高（⑧）}$$

- ①第3号基本金引当特定資産運用収入
- ②その他の受取利息・配当金
- ③有価証券売却差額（売却益）
- ④有価証券処分差額（売却損）
- ⑤有価証券評価差額（強制評価損）
- ⑥当期末評価損益（差額合計）
- ⑦前期末評価損益（差額合計）
- ⑧運用対象資産合計（前期末残高＋当期末残高）÷2

※「運用対象資産」は、決算情報から以下の計算式により算出
「特定資産」＋「有価証券（固定資産）」＋「有価証券（流動資産）」＋「現金預金」から、「流動負債」及び「第4号基本金相当額」を除いた額の合計

資産運用利回り（令和5年度 運用対象資産規模別）



運用対象資産規模（法人数）	全体（636法人）	10億円未満（127法人）	10億円以上～50億円未満（179法人）	50億円以上～100億円未満（104法人）	100億円以上～500億円未満（180法人）	500億円以上（46法人）
平均値	2.78	1.34	1.61	2.17	4.57	5.72
上下2.5%削除後	2.00	1.08	1.21	1.79	2.85	5.43

（出典）各年度の「学校法人の資産運用状況の集計結果」をもとに作成

学校法人の資産運用をめぐる状況の変化

背景

平成20年のリーマンショックを発端として、デリバティブ取引や仕組債などにより多額の損失が発生したことを踏まえ、学校法人に対し、資産運用に関する注意喚起の観点から通知を発出

文部科学省「学校法人における資産運用について（通知）」（平成21年1月6日）

【学校法人運営調査委員会において取りまとめられた「学校法人の資産運用について（意見）」を添付して、注意喚起】

一般に学校法人がどのような方法で資産の運用を行うかについては、各学校法人が寄附行為や関連諸規程等に従い、**自らの責任において決定**するものである。その際、資産の効率的な運用を図ることが一般論としては求められるが、一方で、学校法人の資産は、その設置する学校の教育研究活動を安定的・継続的に支えるための大切な財産であるため、**運用の安全性を重視すること**が求められることは言うまでもない。

（中略）

学校法人としては、現下の国際金融情勢等も十分に踏まえ、**元本が保証されない金融商品による資産運用については、その必要性やリスクを十分に考慮し、特に慎重に取り扱うべき**である。

（中略）

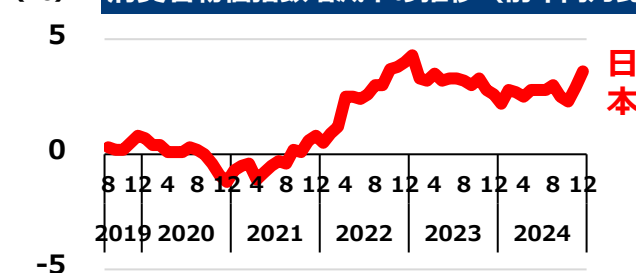
公教育を担う学校法人の資産運用については、その**安全性の確保**に十分留意し、必要な規定等の整備を行い、学校法人としての**責任ある意思決定**を行うとともに、執行管理についても規定等に基づいて適正に行うなど、**統制環境の確立**に努める必要がある。

30年の金利ゼロも終わり、社会情勢に応じた対応が求められる時代へ

現在

インフレ圧力の高まりや金利上昇局面などの新たな課題により、多くの大学で中心的である「預金・債券中心」の運用のみでは十分なリターンを確保しづらくなっている。

(%) 消費者物価指数増減率の推移（前年同月比）



（出所）総務省「消費者物価指数」を基に作成。

Ⅲ. 投資立国の実現 (P48)

5. PEファンド等への成長投資の強化

③大学基金の運用の高度化

海外の大規模な大学基金のように積極的なオルタナティブ投資が促進されるよう、大学独自基金におけるオルタナティブ投資のための指針・運用モデル等の作成やアセットオーナー・プリンシプルの表明促進など、必要な措置を講じる。

あわせて、大学独自基金の運用モデルとなることを目指して、国際卓越研究大学を支援する10兆円規模の大学ファンドについて、着実に運用高度化を進める。

加えて、基金運用の裾野を拡大する観点から、大学基金の造成促進や大学・財団等への寄付拡充の方策について検討する。

Ⅶ. 資産運用立国の取組の深化 (P74)

5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化

②アセットオーナーシップ改革の更なる推進

アセットオーナーの資産運用の高度化に向けた指針ともなるアセットオーナー・プリンシプルについては、5月末時点で213主体に受け入れられている状況である。関係省庁は引き続き周知を進め、プリンシプルの受入れを更に進めるとともに、各アセットオーナー自身による運用の点検を通じて、資産運用の高度化に向けた取組を後押ししていく。

国立大学法人、公立大学法人及び学校法人については、海外では基金の運用によって運営資金の確保等が行われていることを踏まえ、ポートフォリオを始めとする資産運用・資産管理に係る実態把握を進めるとともに、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人におけるアセットオーナー・プリンシプルの検討状況を年末を目途に整理する。特に、国際卓越研究大学の認可における体制整備の判断に際しては、今後、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを要件に盛り込む。

アセットオーナー・プリンシプルの概要

アセットオーナーに求められる、**受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を実現する上で必要となる共通の原則。**

アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド**のほか、例えば資産運用を行う**学校法人**など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々。

経 緯：2024年3月～6月に、新しい資本主義実現会議の下、「アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」において議論を行い、2024年6月よりパブリックコメントを実施し、**8月28日に公表**。

枠組み：プリンシプルの受入れは任意。「**コンプライ・オア・エクスプレイン**」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を取る。プリンシプル受入れ時は、所管省庁に表明し、**内閣官房において受入状況を一覧化して公表**。

- ＜原則 1＞ アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという**運用目的を定め**、適切な手続に基づく意思決定の下、**経済・金融環境等を踏まえつつ**、運用目的に合った**運用目標及び運用方針を定めるべき**。
また、これらは**状況変化に応じて適切に見直すべき**。
- ＜原則 2＞ 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて**専門的知見に基づいて行動**することが求められる。
そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な**人材確保などの体制整備を行い**、その体制を**適切に機能させる**とともに、**知見の補充・充実のために必要な場合**には、**外部知見の活用や外部委託を検討すべき**。
- ＜原則 3＞ アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、**自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行う**ほか、投資先の分散をはじめとする**リスク管理を適切に行うべき**。
特に、**運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理**しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべき。
- ＜原則 4＞ アセットオーナーは、ステークホルダーへの**説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべき**。
- ＜原則 5＞ アセットオーナーは、**受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり**、自ら又は運用委託先の行動を通じて**スチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべき**。

アセットオーナー・プリンシプルの受入れ状況一覧（国立大学法人・学校法人）（R7.9.30現在）

国立大学法人（計：9）	
	受入表明日
国立大学法人筑波大学	令和6年9月2日
国立大学法人東京大学	令和6年10月18日
国立大学法人一橋大学	令和6年12月19日
国立大学法人東北大学	令和6年12月26日
国立大学法人神戸大学	令和7年3月10日
国立大学法人京都大学	令和7年4月15日
国立大学法人東京科学大学	令和7年5月1日
国立大学法人東海国立大学機構	令和7年6月4日
国立大学法人金沢大学	令和7年6月27日

学校法人（計：19）	
	受入表明日
学校法人上智学院	令和6年9月13日
学校法人立命館	令和6年10月2日
学校法人和洋学園	令和6年10月24日
学校法人大阪産業大学	令和6年10月31日
学校法人大同学園	令和6年11月13日
学校法人二松学舎	令和6年11月29日
学校法人東北学院	令和6年12月5日
学校法人昭和女子大学	令和6年12月6日
学校法人東洋英和女学院	令和6年12月10日
学校法人武蔵野音楽学園	令和6年12月12日
学校法人藤田学園	令和6年12月16日
学校法人北星学園	令和6年12月18日
学校法人早稲田大学	令和6年12月19日
学校法人近畿大学	令和6年12月23日
学校法人東洋大学	令和7年3月10日
学校法人東北医科薬科大学	令和7年3月20日
学校法人東成学園	令和7年3月28日
学校法人中村産業学園	令和7年6月20日
学校法人駿河台大学	令和7年9月12日

※アセットオーナー・プリンシプルの受け入れ主体は、全体で307機関。

内訳：

- ・公的年金・共済組合等（計：14）
- ・企業年金（計：221）
- ・生命保険・損害保険会社（計：42）
- ・大学ファンド・国立大学法人・学校法人（計：29）
- ・その他（計：1）

大学の資産運用の在り方に関する研究会について（概要）

現状認識

- インフレ圧力の高まりや金利上昇などの新たな状況下で、多くの大学（法人）で中心的であった「預金・債券中心」の運用のみでは十分なリターンを確保しづらくなっている。様々な社会情勢の変化の中、従来の財務構造から脱却し、大学（法人）の経営方針や経営状況を踏まえた計画的な資産運用等による財源の多様化により、中長期的な財務安定性を確保し、経営基盤の強化が急務。



- それぞれの大学の財務状況等に応じた**資産運用の在り方**について、複数の選択肢を示し、各フェーズに応じて検討すべき事項を整理し、**ガイドブック**をとりまとめる。

これから資産運用開始を検討していく大学

（現預金のみ、安全資産のみ運用、一部元本割れの可能性のある商品を運用しているが、積極的な運用にまでは踏み切れない 等）

- 資産運用の**開始にあたり整理しておくべき事項**
（例：運用に振り向けられる資産・運用期間の特定、それに応じた運用手法の検討）
- 運用規程の内容やポートフォリオや運用リターン、許容リスクの設定方法
- 事務担当者、役員が最低限身に着けておくべき知識
（金融商品の仕組み、リスク等）
- 専門的知見・人材の取り入れ方（外部機関・人材含め）
- 資産運用を行うに当たって留意すべき事項
（過去の事例からの教訓を含む）

既に一定レベルの資産運用を行っている大学

（専門人材等の体制を確保済、積極的な運用が可能 等）

- 資産運用のさらなる**規模拡大・高度化**の方策
（例：ESG投資・寄付金収入の拡大など）

スケジュール	議題（案）
第1回（10月21日）	資産運用の開始にあたり整理しておくべき事項（特にこれから資産運用を開始していく大学を想定）
第2回（12月4日 予定）	第1回で個別に提示された論点の深掘り、資産運用のさらなる規模拡大・高度化の方策、インセンティブ設計の在り方
第3回（年明け）	ガイドブック（案）についての議論

学校法人における資産運用の実態把握等に係る調査について

趣 旨

「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」において、私立学校法人の経営が今後より一層厳しくなっていくとの現状認識のもと、「学校法人の経営力を強化するため、学校法人の経営方針や経営状況を踏まえた資産運用などによる財源の多様化が必要である。」との指摘がなされたところ。文部科学省としては、資産運用について、学校法人における財源多様化の選択肢のひとつと考えている。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」の記載※も踏まえ、今後の施策立案等の参考とするため、学校法人における資産運用の実態把握等に係る調査を実施。

※（一部抜粋）国立大学法人、公立大学法人及び学校法人については、海外では基金の運用によって運営資金の確保等が行われていることを踏まえ、文部科学省・総務省において、ポートフォリオをはじめとする資産運用・資産管理に係る実態把握を進めるとともに、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人におけるアセットオーナー・プリンシプルの検討状況を年末を目途に整理すべきである。

調査項目

- 資産運用実態について
 - ・R6貸借対照表 注記の有価証券金額（簿価&時価）
 - ・自家運用 or 外部委託運用
 - ・所有する有価証券の種類（債券、株式、投資信託、金銭の信託、その他の資産）
 - ・運用委託先の件数
 - ・債券、株式、投資信託、その他の資産の詳細
- 資産運用体制について
 - ・資産運用の実施状況、資産運用規程の整備状況
 - ・資産運用方針、運用目標、目標リターン、許容リスク、ポートフォリオの 設定有無
 - ・資産運用のための人材、機関の設置 等
- アセットオーナー・プリンシプルの受入れ検討状況等について
 - ・アセットオーナー・プリンシプルの受入れ検討状況
 - ・今後の資産運用に向けた姿勢

対 象

大臣所轄学校法人

スケジュール

- | | |
|----------|------|
| ・10月28日 | 調査依頼 |
| ・11月28日 | 回答期限 |
| ・12月下旬以降 | 公表予定 |

財政制度等審議会の議論に対する 文部科学省の考え方

令和7年11月20日

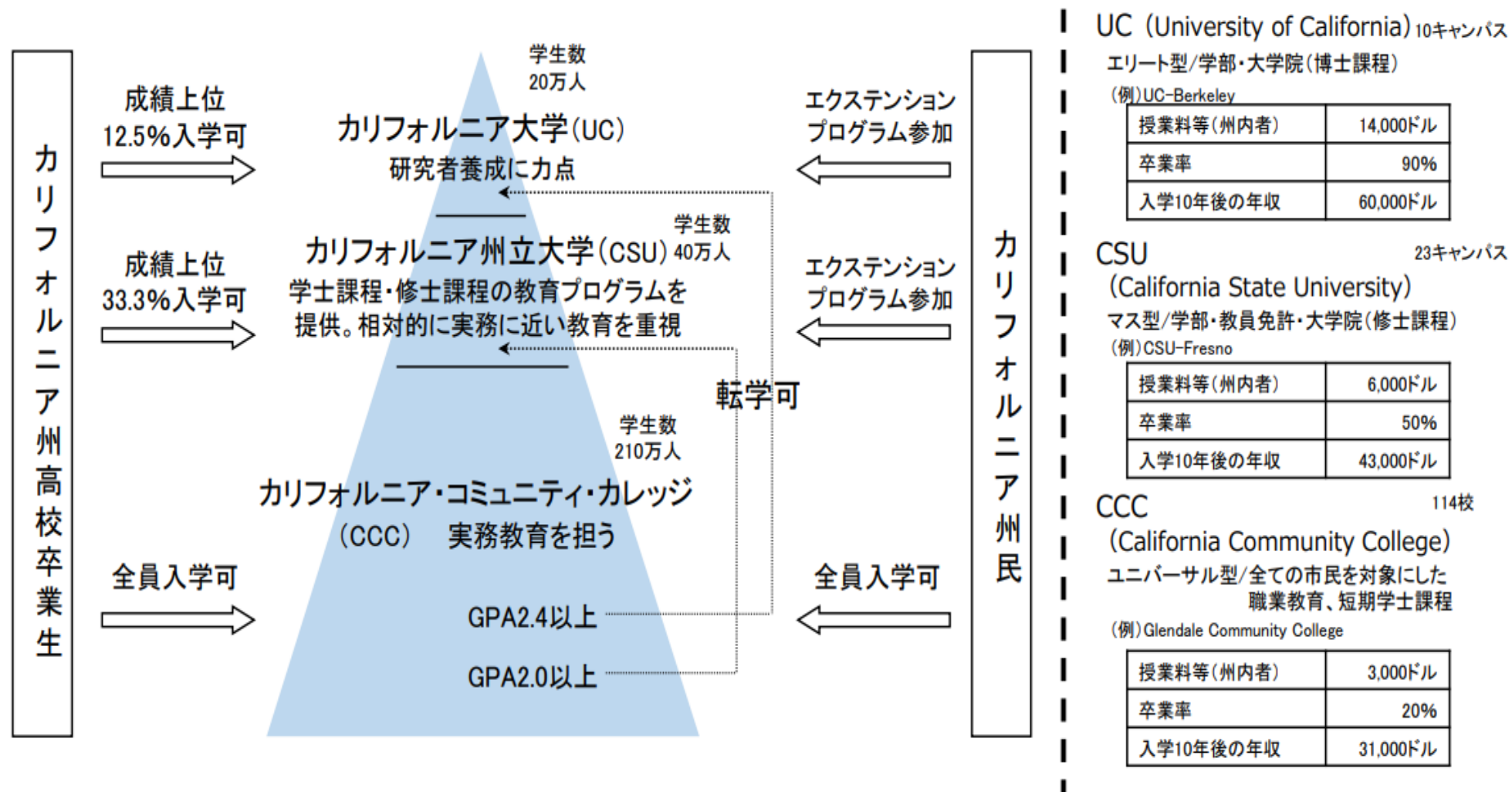
財政審の資料

高等教育全体において、教育の質を持続的に確保・発展させるため、大学の統合・縮小・撤退を促進することが重要。私立大学については、認証評価制度を、①絶対的な教育の質、②学生への付加価値、③地域・社会で求められる人材育成といった観点で、教育の質を評価する仕組みとなるように見直した上で、その評価結果に基づいた私学助成のメリハリを強化すべき。

文部科学省の見解

- 急速な少子化の進行を踏まえ、高等教育全体の適正な規模の見直しを着実に進めることが必要。その際、**産業構造の変化に対応した理工・デジタル系人材の育成強化に加え、高等教育へのアクセスと地域社会を支える人材の確保を併せて実現**することが重要。
- 教育の「質」の更なる高度化のためには、本年2月の中教審答申でも指摘されているように、**評価を通じて大学としての「教育の質」が担保されているかを確認することは重要**。そのため、**認証評価制度を見直し、学部等ごとの「教育の質」を重視した「新たな評価」制度の構築**に向けて中教審において議論を進め、「新たな評価」の評価結果を私学助成を含む資源配分等の国の政策に活用することについても検討。
- 一方で、**我が国の高等教育機関は、世界的な研究・教育の拠点を目的とするものから、地域社会を支える職業人養成を目的とするものなど、多様な機能を有している**。そのような多様な機能を果たしていくためには、それぞれの大学で異なる人材養成の目的の実現に必要な教育の在り方を自律的に考えていくことが、大学システム全体の成果を上げるために必要であり、**個々の大学における異なる目的を捨象し、一律に扱うことは大学システムの有効性を損なうもの**。
(※) 例えば、アメリカにおいても、選抜性の高い研究大学と無選抜のコミュニティ・カレッジが併存して、高等教育での多様なニーズに対応している。
- 教育の「質」の評価においても、大学によって社会での役割や養成する人材像が異なることから、**入試の方法について国が一律の基準を設定したり、多様性を無視した「横並び」の評価を行うのではなく**、各大学の教育及び学修成果の目標が高等教育機関として相応しい水準になっているかを確認した上で、当該学修成果の目標を踏まえ、**学生がどれくらい成長したか、どのくらい到達できたかという観点から「教育の質」を評価**していくことが必要。

■米国の高等教育の役割分担



(出典)第5回人生 100 年時代構想会議(平成30年2月8日) 内閣官房作成資料より抜粋。

定員割れ大学等に対する私学助成の配分について

財政審の資料

- 学生数は増加（同193万人→263万人）し大学進学率が向上（同25%→59%）しているにも関わらず、半数以上の私立大学が学生から選ばれず定員割れを起こしているが、令和6年度における学生一人当たり補助額は定員割れの私大等（私立大・短大）の方が大きくなっている状況。

文部科学省の見解

- 私学助成では、適正な定員管理を求める観点から、**収容定員充足率（充足率）に応じた減額・不交付措置**を講じており、**収容定員充足率が50%以下の場合には不交付**としている。

定員未充足に係る減額・不交付措置

収容定員充足率	89%…	80%…	70%…	60%…	50%以下
私学助成における減額率	▲13%…	▲22%…	▲32%…	▲42%…	不交付

- 財政審の資料における「定員割れ」とは、定員を一人でも下回った状態を示している。しかしながら、私学助成において収容定員超過に対する減額等の措置を講じており、また、毎年度の正確な入学者数の予測は困難である中で、大学等が定員内に収めようとした結果、**定員を割り込むことは想定**され、こうした大学等が**「学生に選ばれていない」と断定することはできない**。
- 定員が充足していない大学等の多くは収容定員4,000人未満の小規模であるが、**小規模大学等の方が教員一人当たりの学生数（ST比）が小さい（教員体制が充実している）傾向**にある。財政審資料では、「学生一人当たり補助額は定員割れの私大等の方が大きくなっている」と指摘されているが、私学助成では、**充足率90%未満の大学に対しては減額・不交付の措置を講じており、かつ、教育条件（ST比等）に応じた配分を行っている**ことから、**所定の充足率以上の大学において、規模が小規模であることによるものである**。

	教員一人当たりの学生数（ST比）	大学等への交付額	
		学生現員数で除したもの （学生一人当たり）	大学等数で除したもの （大学等一校当たり）
収容定員4,000人以上	32.3 人	130 千円	13.1 億円
収容定員4,000人未満	21.4 人	185 千円	1.8 億円